



筑紫女学園大学リポジット

Arima Tadayori' s Policy toward the Shin Buddhist Temples Transferred from the Kurume Domain

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, SAGIYAMA, Tomohide メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/939

久留米藩主有馬忠頼の真宗寺院政策について

―久留米藩領より福岡藩領に移転した寺院をめぐる―

鷺山 智英

はじめに

江戸時代の福岡藩領内に御笠郡が置かれていた。現在の筑紫野市、太宰府市、大野城市の三市にまたがる範囲である。当時その御笠郡域には西本願寺に属する寺院が一七か寺があったが、それらの寺院のなかに、久留米藩から移転してきたという由緒を持つ寺院がある。西福寺(筑紫野市山家)・伯東寺(筑紫野市原田)・安紹寺(筑紫野市吉木)・安楽寺(筑紫野市本道寺)・来光寺(太宰府市五条)の五か寺である。本稿ではこれらの寺院はなぜ久留米藩から移転してきたのか。その理由や経緯についてこれまでの諸説を検討・整理し、またどれだけの寺院が福岡藩領はじめ他藩へ移転したのかその実態について明らかにしていきたい。

一 久留米藩の宗教政策

江戸時代初期における久留米藩の真宗政策については『久留米市史』^{*1}が詳しい。その記述をもとに初代藩主有馬豊氏と二代藩主有馬忠頼の真宗政策について見てみよう。

まず初代藩主有馬豊氏(元和七「一六二一」年入国)は、本願寺の末寺については、住職が西本願寺(西派)につくか東本願寺(東派)につくか判断すればよいとし、藩主として介入する意志はなかった。ところが、寛永十四(一六三七)年ごろから東派の末寺獲得工作が豊氏や家臣に対して及んできた。特にその工作には大奥の春日の局(のちに久留米藩領の真宗触頭になる順光寺の縁戚にあたる)などが関わっていた。あまりにも強引であからさまな働きかけに豊氏も怒りを募らせ、東派への改派を禁止した一時期があった。^{*2}そのことにより西派へ改派する寺院が多くなり、東派はわずか三〇か寺ほどになったという。豊氏はまもなく再び東西両派への帰属は住職、門徒に任せるとした。

二代藩主有馬忠頼は正保四（一六四七）年に領内の西派寺院に対して東派へ改派するように命令を下した。その理由については諸説あり定かではないが、江戸城での忠頼と西本願寺門跡とのトラブルがあったとか、大井川で橋を渡ろうとしたときの西本願寺門跡と東本願寺門主の忠頼への対応の違いによって忠頼が西本願寺門跡に怒りを持ったというものが伝えられている。^{*3}

千葉乗隆氏は『徳川実記』の記事を挙げて、江戸城での西本願寺門跡と有馬忠頼のトラブルがあったとすれば、慶安元（一六四八）年閏正月であろうとしている。そして順光寺（久留米市）の古文書から、同年三月中旬に、江戸城内の將軍家光の前において、有馬忠頼と東本願寺門跡宣如が引き合わされ会談した結果、藩内の西派末寺をすべて東派に移すことにしたとしている。^{*4}

忠頼は突然西派への嫌悪を示し、追放令を出したのではないようである。父豊氏が藩主の時、春日の局側の者が豊氏やその側近に対して東派の末寺獲得工作を行っていた際には、すでに忠頼へも接触してきていたのである。忠頼は東派側と親交を結んでおり、豊氏にとっては忠頼の動向が気になっていた。そのような状況のなか豊氏が忠頼からどのような指示がなされても承服してはいけなさと家臣に書状で伝えられている。^{*5}このように藩主になる前の忠頼と東派側のつながりはすでにできあがっており、忠頼は領内のすべての寺院が東派に改派することを望んでいたものと考えられる。忠頼が藩主となり西派追放後順光寺を触頭に任命したことからもそのことが推測される。順光寺住職は春日の局の縁戚にあたると言われているからである。

二 福岡藩領およびその他の藩領へ移転した寺院の実態

久留米藩から他領へ移転した寺院についての実態はすべて解明されているとはいえない。草野顕史氏は明暦三（一六五七）年に西本願寺への集団帰参事件が勃発し、その時に一八か寺が追放されたとしている。そのうち九か寺について、立花（柳川）藩に五か寺、黒田（福岡）藩に三か寺、鍋島（佐賀）藩に一か寺を挙げ、現在も本願寺派（西本願寺派）として存続していると記しているが、具体的な寺号は紹介していない。^{*6}

また『久留米市史』にはまず「米府年表」に記されている、正保四（一六四七）年に追放され移転した寺院四か寺を挙げている。^{*7}次に明暦三年に追放された寺院を一八か寺としており、その寺号も挙げている。^{*8}しかし、この一八か寺の中には正保四年で追放されたはずの四か寺の寺号が含まれている。同じ寺院が二度追放処分となっているのはどういうことなのか。そのことについては何ら触れられていない。さらに、「米府年表」の記述をもとに正徳五（一七一五）年に追放された寺院を二か寺挙げているが、そのうち一か寺は明暦三年に追放された寺院である。これもどういうことなのか。何ら説明されていない。このことについては後の章で触れるとして、本章ではまず、寺伝・記録および地誌や市町村史などを手がかりにして久留米藩から他藩へ移転した寺院名、移転先についてできる限り明らかにしていきたい。一覧表にまとめてみた。

表1 福岡藩

移転先	寺号	資料内容	出典
御筈郡 原田村	伯東寺	筑後国竹野郡筒井村ニアリシヲ。延宝四年丙辰。了誓ト云僧。当所ニ移シテ。一字ヲ創立ス。	『福岡県地理全誌』 ^{*10}
同 山家村	西福寺	明暦三年丁酉。筑後国三藩郡原古賀町ニ創建ス。開祖法名不詳。其後玄誓ト云僧。当所ニ移ス。	『福岡県地理全誌』
同 宰府村	来光寺	寛文三年癸酉。筑後国竹野郡益永村。来光寺了存ト云僧。此所ニ移シ建ツト云。	『福岡県地理全誌』
同 吉木村	安紹寺	筑後国竹野郡森部村。安紹寺二世ノ住僧。伝応。宝永二年乙酉。此所ニ移セリ。	『福岡県地理全誌』
同 本道寺村	安楽寺	開山筑後国久留米安楽寺玄寮ト云僧。明暦三年丁酉。此村ニ移リテ創建ス。	『福岡県地理全誌』
夜須郡 上高場村	妙蓮寺	初筑後国ニアリ。寛文二年壬寅。慶保ト云僧。此所ニ移シテ寺号木仏ヲ許サルト云。	『福岡県地理全誌』
上座郡 小石原村	浄満寺	此寺モトハ。筑後国生葉郡吉井村ニアリ。其第五世ヲ玄宅ト云シカ。明暦年中。彼国ノ領主ヨリ。真宗西派ヲ除ケ。東派ニ付ラル。玄宅其旨ヲ肯ハス。当国ニ来リ。	『福岡県地理全誌』
同 菱野村	厳浄寺	元禄年中。筑後国竹野郡樋口村厳浄寺第八世祐恵当国ニ来リテ。創建ス。	『福岡県地理全誌』
糟屋郡 篠栗村	妙福寺	善正ト云僧。筑後国ヨリ来リ。延宝二年甲寅。初メテ立ツ。	『福岡県地理全誌』
志摩郡 稲留村	蓮照寺	久留米領の末寺は東派になるよう領主から申し渡しがあつたが、円中はこれに従わず木仏尊像を背負い、夜通し徒歩で脱出。現在地に来て蓮照寺を存続した	『新修志摩町誌』

他藩

移転先	記述内容	
柳川藩上妻郡原島村専勝寺	八女郡黒木から柳川藩上妻郡原島村（現立花町原島）へ移転した	『立花町史』
柳川藩山門郡長田村浄弘寺	明暦三年に久留米藩領を出て矢部川を越えた長田村に移転した	『筑後市史』
柳川藩山門郡六合村浄光寺	明暦年間二旧久留米藩内本願寺末八一円東本願寺末エ転派ノ際第四代ノ住了賀ト号スル者、山門郡六合村ニ移転	浄光寺文書

<p>対馬藩田代郡酒井西遍照寺 佐賀蓮池藩神崎真教寺</p>	<p>酒井西遍照寺は、明暦三年筑後久留米宮の陣から移転してきたものである 明暦二年初代藩主鍋島直澄は、佐賀願正寺開基の子熊谷雲山を住職とした浄土真宗本願寺派真教寺を建立した</p>	<p>『鳥栖市誌』 『角川日本地名大辞典』</p>
<p>佐賀藩養父郡小倉村長入寺</p>	<p>(肥前) 小倉村へ^{*11}</p>	<p>佐賀県 安紹寺文書</p>

三 正保四年に追放されたと記述された寺院の真相

「米府年表」には正保四（一六四七）年に忠頼が久留米領内の真宗寺院はすべて東派とすると命令を出し、それに従わなかった真教寺、来光寺、伯東寺、西福寺は追放されたとあるが、「申物帳」^{*12}によれば真教寺以外の三か寺が承応四年に東派へ帰参している。

西福寺

西福寺は『木仏之留・御影様之留』^{*13}によれば寛永十一（一六三四）年に准如影像を西本願寺から下付されている。その当時は「惣道場西福寺」と記録されている。その後「申物帳」では西福寺玄誓が承応四（一六五五）年四月に「帰参故西御門跡御裏書被遊替被下候、尤御礼なし」とあり、帰参の褒美として太子七高祖影像を東本願寺から下付されている。

さらに現在の西福寺記録「当寺御法物御裏控」によれば「帰参申直一御開山聖人 明暦三年丁酉六月廿四日 筑後三藩郡久留米原古賀

町 西福寺玄誓 願主 右良如様御筆 取次横田内膳」とある。この親鸞影像は現存しており、当時の裏書きも残されている。この時点で再び西派へ帰参していることがわかる。

この明暦三（一六五七）年は忠頼の三回忌が執行された年で、東西両派の対立が表面化して、久留米領内の二一か寺が西派に帰参したという。^{*14}西福寺もこの動きに呼応して改派したことが現存の影像の裏書きからも確認することができる。そして藩はこの二一か寺に対して領外への追放処分とした。^{*15}西福寺もこの追放処分を受けて福岡藩御笠郡山家に移転してきたということになる。

このように見てくると、「米府年表」が正保四年に西福寺ほか三か寺が改派命令に従わず追放されたとしているのは正確な記述ではなく、一旦は東派への改派を受け入れたが、明暦三年に再び西派へ改派したことに對して追放となったということである。

安紹寺

安紹寺は「米府年表」によれば正徳五（一七一五）年に追放された

という。しかし、寺伝によれば明暦年中に竹野郡森部村（現久留米市田主丸町森部）から下座郡一木村へ移転し、その後寛文七（一六六七）年に御笠郡吉木村へ移転したとしている。

「申物帳」によれば承応二（一六五三）年四月一六日に東派へ帰参しており、木仏や親鸞・蓮如影像を許可されているので一旦は藩主の改派命令に従っている。その後明暦三（一六五七）年忠頼の三回忌をきっかけに西派へ帰参している。それにより藩から追放処分となつて^{*16}いる。

真教寺

真教寺は久留米においては古い由緒を持つ寺院である。末寺も数か寺あり久留米藩では西派寺院の中心的存在であつたよう^{*17}だ。

「申物帳」によれば真教寺善西は末寺二か寺^{*18}とともに正保三（一六四六）年に東本願寺へ帰参している。おそらくは有馬忠頼が説得したのか、あるいは圧力をかけたものだと考えられる。それは領内西派寺院をすべて東派へ改派させるための布石であり、真教寺の動向が領内西派寺院に与える影響が大きいと考えた結果だと思われる。その翌年に領内の真宗寺院はすべて東派とする旨の命令が出されたのである。

「米府年表」には正保四年、真教寺は「肥前蓮池へ参る」と記されている。

ところが正確には西福寺で検討したように、真教寺も一旦西派に戻り、その後追放されたのである。

一方移転先の蓮池の真教寺に伝わる『熊谷山真教寺開基雲山師年譜』^{*19}（以下『雲山師年譜』）によれば住職は佐賀願正寺開基寿閑の二男雲

山であるとしている。正保二年に無住であつた久留米の真教寺に住職として入寺したが、承応二（一六五三）年久留米藩主の命により裏方（東派）に帰参したという。しかし改派後も密かに西派の寺法格式を改めずにしたので、そのため追院され、妻子を残し単身京都西本願寺へ身を寄せたという。その後明暦二年蓮池藩主より迎えられ神崎町において庵室を与えられ、のちに真教寺の寺号を許されたとしている。

真教寺の東派への帰参時期については「申物帳」との相違があるが、当然「申物帳」の記述が正確であると考えられる。また追院の時期は『久留米市史』は明暦三年としているが、千葉乗隆氏は藩命により改派した久留米領内の西派末寺が藩役人へ提出した誓紙を紹介している^{*20}。その中に真教寺の誓紙があり、日付は承応三年十二月、住職は了延である。了延はもと肥後国山鹿郡光専寺の住職であつたというから承応二年に雲山が追院されたあとに入寺したものと考えることができる。そうであれば「申物帳」の記述との矛盾が生じる。

このように『雲山師年譜』と他の史料との食い違いがいくつか存在する。雲山が正保二（一六四五）年に久留米の無住であつた真教寺に入寺したとあるが、「申物帳」では正保三年には真教寺住職善西が東派へ帰参している。『雲山師年譜』にも寛永年間の善西の記載はあるので、雲山は善西の婿養子として入寺したのか、あるいは亡くなったのちに入寺したのか、それはいつなのか。これらの答えを見いだすためには新たな史料の発掘が必要である。

ちなみに「木仏之留・御影様之留」には寛文四年九月に真教寺雲山に対して親鸞影像と太子・七高祖影像が許されたとしており、但し書

表2 追放された寺院（「申物帳」による）

移転先	寺号	東派へ帰参後申請した年月	追放の跡に入寺後申請した年月
御笠郡	①来光寺	承応4年2月帰参	1655 万治4年4月 1661
	②伯東寺	承応4年2月	1655 万治2年9月 1659
	③西福寺	承応4年3月先年帰参	1655 万治2年4月 1659
	④安紹寺	承応2年4月帰参	1653 万治2年9月 1659
上座郡	⑤浄満寺	承応3年10月先年帰参	1654 万治2年5月 1659
	⑥厳浄寺	承応2年閏6月帰参	1653 万治2年4月 1659
柳川藩	⑦浄弘寺		万治2年9月 1659
	⑧専勝寺		万治2年9月 1659
	⑨浄光寺		寛文7年11月先年追放 1667
肥前田代	⑩遍照寺	慶安5年4月	1652 万治3年4月 1660
肥前蓮池	⑪真教寺	正保3年6月	1646 万治2年7月 1659
夜須郡	⑫妙蓮寺	承応4月12月先年帰参	1655
糟屋郡	⑬妙福寺	万治2年7月先年帰参	1659

きに「鍋島甲斐守様より書状参候故被下候」とある。甲斐守とは佐賀蓮池藩初代藩主鍋島直澄のことである。

四 久留米藩から出国し移転するまでの状況について

改派命令が出た後、出国した寺院がどのような状況のもと移転したのか。その様子を伝える記録を持つ寺院がいくつか存在する。

上座郡菱野の厳浄寺は藩主忠頼の死去後、明暦三（一六五七）年六月に西派へ帰参した。その後十二月末に久留米藩の役人が詮議のため厳浄寺を訪れた。その直後、それまでは多数の門徒を預かる大寺であったが、その門徒を置いて親鸞影像と太子・七高僧影像を持ち、十人余の親族を引き連れてまず筑前上寺村へ移転し、その後現在地に再移転したという。再移転先は無住の寺院であった。

御笠郡吉木村の安紹寺は『浮羽郡誌』によれば「あまり長く改派しないでいたために、藩公の機嫌を損し、正徳五年（一七一五）堂宇を破却され家族は追放されたと『米府年表』にのっている」としている。しかし、『浮羽町史』には明暦三年の忠頼三回忌を契機として久留米領内の二一か寺が西派に帰参し、安超寺^{*24}・伯東寺・来光寺・浄満寺などが領外へ追放されたとしている^{*25}。また安紹寺の寺伝によると明暦年中に竹野郡森部村から下座郡一木村に移転し、その後寛文七年（一六六七）に御笠郡吉木村へ移ったとしている。その時地頭の久野仁右衛門の母を施主として堂宇を建立したという。これらのことから安紹寺が森部村から移転したのは正徳五年ではなく、明暦三年であったと考

えられる。ちなみに吉木村にはそれ以前寛永年間に光行寺という寺院があったが、その寺が他へ移転したので空き寺になっていたのかも知らない。そこに安紹寺が移転してきたものと思われる。

夜須郡上高場村の妙蓮寺は由緒によれば本尊阿弥陀如来像は「筑後ヨリ伝来」とあり、久留米藩領から出国する時に本尊を持ち出してきたことが窺える。

五 西派へ帰参した寺院への西本願寺の対応

東・西本願寺において他派から帰参した寺院に対しては、褒美として影像の申請に必要な御礼銀を無料にしたり、あるいは半額にするという優遇措置をとっている。例えば慶安四年二月に筑前国怡土郡長野村金照寺釈円正が西本願寺へ蓮如影像を申請しているが、「帰参二付拝領」とあり、帰参の褒美として下付されている。また前述のように御笠郡の西福寺が西派へ帰参したときには、褒美として太子七高祖影像を下付されたとしている。同様に柳川藩領へ移転した浄弘寺と専勝寺は御絵伝を下付されている。

また、帰参の際に褒美の一種として東派で認められていた「飛檐」という寺格を西派でも与えられた寺院も多い。次に紹介する史料は久留米藩から福岡藩へ移転してきた妙蓮寺が幕末の嘉永七（一八五四）年に西本願寺へ対し帰参の時の褒美について現在の気持ちと要望を述べたものである。

乍恐奉願上口上之覚^{*7}

一 拙寺儀

以前者筑後国三瀬郡久留米にて妙蓮寺と号し、御末寺之一分二而御座候処、明暦之比二御座候哉、領主之忿怒二より百ノ寺余も一時二転派いたし候得共、累代之御洪恩難忘久敷住馴し本地を捨離れ、筑前国上高場村ニ遁参り候、其砌慶保へ帰参之御称誉□□て衣袴と申御免書頂戴仕、難有奉存候、先ニヨリ申送り申候者、右者国絹袈裟之衣体ニ相当り申者故、永代国絹御免被仰付候様相心得申候得共、如何ニ存着用等ハ不仕、空敷月日を送り申候、尚近来者御寺法御取締りニ付而者、弥相慎居申候、右筑後国騒動之比拙寺而已ニ不限、上座郡小石原村淨福寺、御笠郡萩原村西蓮寺、同郡山家村西福寺等、いつれも帰参之寺ニ御座候処、皆飛檐被仰付候、拙寺之旧地やはり妙蓮寺と申裏方ヨリ飛檐ニ取立ニ相成居申候、拙寺而已右之御書付者乍所持、今ニ平僧にて者、何分歎ケ敷奉存候、□格別御手厚き御称誉と不頭、帰参之勤功も埋れ申候段、旁以残念至極奉存候、右御書付を強情ニ申立候二而ハ無御座候得共、筑前へ参候以後、小々門徒も出来申候得共、極小地ニ御座候得者、官職御願申上候力も無御座候間、無抛歎願申上候、前頭之次第御憐愍之上、右御書付ヲ永代国絹袈裟御免書へ御書替被仰付被下候ハ、拙寺門徒一同無此上難有奉存、弥忠節相励可申上候、尤白銀拾枚者為御冥加献上仕候間、何卒右宜敷御取成之段、偏ニ奉願上候已上

嘉永七年寅八月

筑前国夜須郡上高場村

妙蓮寺

大忍（花押）

御本山御役人衆中様

米藩主有馬氏事故ニ依リ領中一般門末へ改派之令厳重タリ、其ノ時該寺正心ナル者本利崇敬之寸志ヨリ改派之令ヲ不受、御本尊ヲ供奉シ当国此地江来止シテ竹庵ヲ結ビ光伝寺之寺通称シ歴代相統仕候、依テ旧蹟筑後国綾野ニハ大谷派光伝寺現今歴然タリ

久留米藩から福岡藩へ移転してきた数か寺へは褒美として「飛檐」

がそのまま認められているのに妙蓮寺には認められず、未だに「平僧」であることは嘆かわしい。また、当時「衣袴」という免書をいただいていたが、これは現在の「永代国絹袈裟」に相当すると思われるけれども、はつきりしなかったので今まで着用もできなかった。今回「衣袴」を「永代国絹袈裟」に書き換えてほしいと要望している。

当時の寺院にとっては寺格は特に重要な問題であったと思われる。

まして、東派であった頃は「飛檐」であったのに、今では「平僧」という最下位の寺格ではやりきれない思いであったことだと思われる。少しでも寺格を上げたいという気持ちで西本願寺へ要望したのもであろう。

六 移転した寺院か、否か

前述のように御笠郡には五か寺が久留米藩領から移転したという由緒を持っているが、御笠郡平等寺村の光伝寺も移転した寺院であるという。光伝寺の由緒には次のように記述されている。

由緒其初メハ筑後国竹野郡綾野村光伝寺タリ、寛文之頃同国久留

米藩主有馬氏事故ニ依リ領中一般門末へ改派之令厳重タリ、其ノ時該寺正心ナル者本利崇敬之寸志ヨリ改派之令ヲ不受、御本尊ヲ供奉シ当国此地江来止シテ竹庵ヲ結ビ光伝寺之寺通称シ歴代相統仕候、依テ旧蹟筑後国綾野ニハ大谷派光伝寺現今歴然タリ

光伝寺はこのように久留米藩から移転した寺院であるという。しかし、『筑前国統風土記附録』には

此寺の開基を正心と云。正心ハ帆足彈正左衛門と云者の弟にて、其子孫相統て住僧たりと寺伝に有。

としている。帆足彈正は天拝山（筑紫野市）中腹の飯盛山にあった筑紫氏の出城の城主であったという。この出城は天正十四（一五八六）年に島津軍を迎え撃ち、岩屋城とともに落城している。彈正の弟が兄の菩提を弔うために出家し正心となり光伝寺を開基したというのである。江戸期の寺伝にはこのようにあり、久留米から移転したということは一言も出ていない。

一方「申物帳」によれば久留米藩の光伝寺伝守は承応四年二月に東派へ帰参し、「西御門跡御裏被遊替候故御礼銀なし」として親鸞影像や木仏（阿弥陀如来像）を許されている。さらに寛文七（一六六七）年二月に光伝寺伝守は「飛檐」を許されている。承応時、寛文時共に住職は伝守であること、また寛文時には「追放之跡」という文言もないことから久留米藩の光伝寺は福岡藩の光伝寺とのつながりはないと

しか考えざるを得ない。また久留米藩の光伝寺には追放されたとか移転したという寺伝も伝わっていない（現住職談）。

しかし、まったく可能性がないわけではない。筑後国上妻郡福島町明永寺了空が万治四（一六六二）年十一月に親鸞影像を申請しているが、その理由として「前廉安置之繪賛西方へ居申候老僧取隠候」（「申物帳」と述べている。つまり、以前安置していた親鸞影像は西派に所属している老僧（前任職か）がどこかに隠し置いているので、新たに申請したということである。このように前任職なりが東派への帰参を強行に是としない場合、一つの寺院が東西両派に分裂するということは考えられることである。明永寺の老僧が西派の寺院を建立したかについては不明だが、福岡藩においては粕屋郡の託乗寺が寺院内で東西どちらの派につくかで紛糾し、結局東西両派に同じ寺号の託乗寺が存在するといふ事例がある。^{*28}

また浮羽郡恵利村の長念寺にも移転したという言い伝えが伝えられている。それによれば、長念寺の住職がお城へ東派へ改派しない旨を願い出に向いた帰りに武士から切りつけられそうになり、這々の体で筑後川を渡り福岡藩領へ逃げたという。それが上座郡久喜宮村の長念寺（西派）であるというが、同寺には筑後から移転したという由緒は伝わっていない。

七 改派命令に従った寺院とその理由

光教寺は浮羽地方では有力な真宗寺院で、教如上人の九州下向の際

には先触れ状が届けられるほど中心的な存在であったようだ。この光教寺第九世願通の時、有馬忠頼により東派への改派命令が出されたのである。願通は藩主の命令に従い東派へ帰参したのであるが、その際のエピソードが残されている。

国主命ニ随て東本山へ帰参いたし候へハ西御門主え対して不忠不義ともなるべし、若又他国へ出候てハ御国恩を忘却するの罪過あり、進退身ニせまりて倒惑^{*29}

その時に有馬内記（久留米藩家老）が次のように願通へ言ったという。

此節之儀は改宗と申事にてハ無之、東西ハ元来一致之宗旨の事ニ候へハ、東流え帰参被致候ても左迄仏祖え対し不忠トハ相成申間敷候、且又是迄教導被申来候門徒多数振捨られしも又仏祖え対し不本意ニも可有之哉、若此度他国へ出られ候へハ西御門主えは忠節ニ似たれども第一ニハ御国恩をうしるニなし、二ニハ有縁の門徒を捨らるるの罪あり、依之是非非此節ハ東本願寺え帰参可有之、左候えは仏祖え忠節も相立、且又御国制をも背かれず、是に過たる名案分別も有之間敷候

有馬内記がいうには、本願寺はもともと一つであったのだから改宗ということにはあたらない。東派へ帰参しても宗祖親鸞したいして不

忠とはならない。またこれまでお預かりしてきた門徒を多数捨てて他領へ移るのは宗祖親鸞にたいしても不本意であろう。もしこの度他国へ出て西派を守れば西本願寺のご門主へは忠節をつらぬいたように見えるが、第一には御領主の御恩への裏切り、第二にはお預かりしていた門徒を捨てるといふ罪がある。なのでこの度は是非東派へ帰参しなさい。そうすれば宗祖親鸞へも忠節がたつし、御国制にも背かず済む。これに過ぎたる名案はない、と。

その結果、光教寺は東派へ帰参したのである。

八 移転した寺院同士のつながり

久留米藩から移転した寺院数が一番多いのは福岡藩である。その理由には福岡藩では真宗寺院において西派の寺院が九割以上を占めており、圧倒的に西派優位の状態にあるということや地理的に近いということが考えられる。

福岡藩領へ移転してきた寺院同士では移転後も同郷のよしみもありお互いに連絡を取り合ったり旧交を温め合ったりしたこともあったことだと考えられる。

小石原の浄満寺に残されている記録によれば、浄満寺五世玄宅の代に久留米藩から福岡藩へ移転したが、六世玄仲が元禄十一（一六九八）年に往生した後無住の寺になった。そこで七世住職として迎えられたのは篠栗妙福寺の隠居了溪であった。浄満寺と妙福寺は久留米藩時代には同じ地域吉井にあった寺院である。その後両寺は小石原と篠栗と

離れた地域に移転したが、同郷としてのつきあいが続いていたのだと考えられる。

また、浄満寺の聖徳太子と七高僧の影像是久留米藩を出国した玄宅が「筑後牢人」の時に上座郡の西宗寺に預けていたが、その西宗寺が四十年ほど預かった後さらに御笠郡原田の伯東寺へ預けられたという。伯東寺でその後五十年ほど保管された。伯東寺は久留米藩から移転した寺院であるから同じ境遇の寺院であるということでも預かり、宝暦十（一七六〇）年に浄満寺へ返却している。翌年の親鸞五百回忌法要を前にして返還されたものだと考えられる。ちなみに、九十年ぶりに戻ってくる影像を浄満寺住職は村境まで門徒とともに迎えにでたということである。

おわりに

本稿では、最初に久留米藩主有馬忠頼が領内の真宗寺院に対して東派への強制改派を命じた理由について検討した。俗説で言われている有馬忠頼と西本願寺門主との争いが原因ではなく、藩主になる前から東本願寺門主や東派を支持する大奥とのつながりがあり、領内の西派寺院を東派へ改派させる意志がすでにあったことが明らかになった。

次に、正保四（一六四七）年に改派命令が出てから、その後明暦三（一六五七）年に領外へ追放された寺院が複数出たことについて、その間の経緯を明らかにすることができた。

さらに各地域の地誌や市町村史等の記述をもとに移転した寺院を全

体的に把握することに努めた。それとともに不十分ではあるが寺院調査を行い、残された古文書・記録・言い伝えなどをもとに移転する際の状況や新たな土地で寺院を建立するにいたった経緯、また移転した寺院同士のつながりなどについて述べてきた。

これまで『久留米市史』などの市町村史に記述されている内容について、本稿にてある程度網羅的に、また時系列的に再整理できたことは成果であると思う。

今後は寺院調査をさらに徹底し、新たな史料を発掘することにより、追放の経緯や実態、および追放後の様子について研究が深まることを期待するものである。

注

*1 「近世の宗教と教育・文化」『久留米市史』第二巻・久留米市・昭和五十七年

*2 「申物帳」(大谷大学所蔵)、慶安五(一六五二)年二月・「筑後国三潞郡久々原村福法寺慶念 右之坊主有馬玄蕃殿(豊氏) 御代西門下成申候へ」と御申付候へ共承引不申故領分追放被成柳川へ引越申、前廉之正福寺下二候へ共直參被召上寺号御礼御免」この記事から豊氏の時代にも東派寺院へ対して西派へ改派を促し、それに従わなかったら追放されるという強制的な処置がとられたことが窺われる。

*3 『久留米市史』第二巻・久留米市・昭和五十七年・九二六頁

*4 「久留米・柳河の改派問題」千葉乗隆著作集第二巻『地域社会と真宗』

法蔵館・二〇〇一年、四三八頁

*5 松下志朗「有馬豊氏と本願寺両派問題」『西日本文化』一六〇・昭和五十五年・二六六頁

*6 草野顕之「筑後真宗教団の展開」『真宗教団の地域と歴史』清文堂・二〇一〇年・一三〇頁

*7 『久留米市史』第二巻・九二五頁

「転派致さず寺々都て追院。田主丸来光寺筑前宰府へ参る。筒井村柏原(伯東)寺同原田へ参る。御城下西福寺同山家へ参る。真教寺肥前蓮池へ参る。」

*8 『久留米市史』第二巻・九二七頁

真教寺(寺町)・妙蓮寺(同上)・西福寺(大隈)・正覚寺(寺町)・曹洞宗寺院・西方寺(庄島・廃寺)・浄光寺(下荒木)・遍万寺(宮の陣)・専照寺(黒木町)・明永寺・西勝寺(八女市)・光明寺(筑後市)・浄弘寺(水田)・厳浄寺・伯東寺・安超寺・来光寺・浄満寺

*9 『久留米市史』第二巻・九二八頁

恩勝寺寺堂破却、妻子とも追放、また恩勝寺弟子竹野郡森部村安超寺も一味したという理由で、同様の処分を受けた事件である。

*10 『福岡県地理全誌』西日本文化協会編(『福岡県史』近代資料編)・一九八八〜一九九五

*11 『基山町史』下巻・基山町史編さん委員会・平成二十一年
三六七頁「長入寺(浄土真宗本願寺派)、文禄年間(一五九二〜九六)開基。小倉村。(大正末期に廃寺)」

*12 「申物帳」大谷大学図書館所蔵

* 13 『木仏之留・御影様之留』本願寺史料集成・一九八〇

* 14 『久留米市史』第二卷・九二七頁

表2参照・⑦浄弘寺⑧専勝寺には明暦三年六月十八日付の聖徳太子影像と七高祖影像が現存している。

* 15 『久留米市史』第二卷・九二八頁

この度の西派追放は、謝罪を行った上妻郡の三か寺を除く一八か寺が国外追放の処分を受ける。

* 16 『浮羽町史』上巻・浮羽町・昭和六三年・七四六頁

* 17 『木仏之留・御影様之留』の寛永十八年・十九年の二ヶ年には真教寺の末寺三か寺が記録されている。

* 18 真教寺下筑後国三井郡久留米村浄顕寺祐岩

真教寺下筑後国三井郡久留米村光養寺宗雪

* 19 原本所持者真教寺熊谷正門・平成二一年発行

* 20 「久留米・柳川の改派問題」『地域社会と真宗』四四二頁

* 21 この親族はもちろん厳浄寺の門徒であったと思われる。同様に門徒が出国の際に付いてきたという寺伝をもつ寺院(太宰府市の来光寺など)がある。

* 22 「厳浄寺由来」『筑紫女学園大学年報』No.24 二〇一三

* 23 『浮羽郡誌』三八八頁

* 24 『浮羽郡誌』によれば「万治三年(一六六〇)第六世明円の代に、本山の琢如上人がこの寺「安紹寺」に安置を許された木像の裏に、誤って安超寺と書いたもので、やむなくその字の通りに安超寺と改めた」とある。

(三八八頁)

* 25 『浮羽町史』七四六頁

* 26 『木仏之留・御影様之留』

* 27 「筑前諸記」長留所・本願寺史料研究所蔵・未翻刻

* 28 「筑前真宗教団の展開過程―本願寺東西分立後の帰参・改派をめぐって―」『九州真宗の源流と水脈』筑紫女学園大学・短期大学人間文化研究所叢書・法蔵館・二〇一四・一四七頁

* 29 「願恵日記」No.1・光教寺所蔵

(とぎやま ともひで・人間文化研究所 客員研究員)